# 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 免許法認定講習

当研究所特別支援教育専門研修においては、特別支援学校教諭の一種又は二種免許状の取得 に必要な一部又は全部の単位を授与することを目的として、教育職員免許法施行規則第5章に 定める免許法認定講習を合わせて開設・申請することとしています。

# 1 修得可能な単位

専	修	プ	П	グ	ラ	ム	名	修得可能な単位
	発達障害・情緒障害教育専修プログラム 言語障害教育専修プログラム		ラム	特別支援学校教諭 一種又は二種免許状の取得に必要な単位のうち 第1欄及び第3欄に属する単位 計3単位 (教育職員免許法施行規則第7条の表第1欄及び第3欄に属する科目の単位)				

## 2 開設科目・単位数

別紙「免許法認定講習 開設科目・単位数一覧表」のとおり、開設予定です。

# 3 認定講習の内容

### (1)履修方法

単位授与の基礎資格要件は、次のとおりとしています。

- ①当該開設科目の試験問題出題時に、特別支援教育専門研修の研修員であること。
- ②所定の期日までに認定講習の履修届を提出した者であること。
- ③当該開設科目の授業時数について、5分の4以上出席した者であること。

なお、認定講習開設科目は、特別支援教育専門研修各コースのプログラムに全て含まれており、各開設科目の履修は、研修プログラムの受講により行うことになります。

# (2)履修登録

履修科目・単位の登録を希望する者は、別添の<u>履修届</u>(本研究所ホームページに掲載) に必要事項を記入し、12月20日(火)までにe-mailにより提出ください。

#### (3) 成績審査

成績審査は、各科目レポートにより行います。成績審査に合格した者には、学力に関する証明書を交付します。

- 4 認定講習履修の詳細については、専門研修開講時のオリエンテーションで説明した後、履修者にe-mailにより説明します。
- ※教員免許状は、都道府県の教育委員会が授与するものであり、各都道府県の教育委員会規則で取得に必要な単位を定めるため、当研究所で修得できる単位で取得しようとする免許状の必要単位が満たされるか否か、また、申請に必要な条件や書類について、予め所轄の都道府県教育委員会に確認ください。

### 教育職員免許法別表第七に基づく取得要件(参考)

1. 当該特別支援教育領域の授与を受ける場合

#### (1) 一種免許状の取得要件

当該特別支援教育領域を定めた特別支援学校教諭の一種免許状の授与を受けるためには、当該特別支援教育領域を定めた特別支援学校教諭の二種免許状の授与を受けた上で、特別支援学校で相当する教育領域のいずれかを担任する教員として3年以上在職し、かつ、当該免許法認定講習又は大学等において所要単位計6単位を修得することが必要である。なお、在職年数については、小・中学校の特別支援学級を担当した期間は換算できない。

#### (2) 二種免許状の取得要件

特別支援学校教諭の二種免許状の授与を受けるためには、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受けた上で、各相当の学校の教員として3年以上在職し、かつ、当該免許法認定講習又は大学等において所要単位計6単位を修得することが必要である。

#### 2. 新たに領域を追加する場合

- \*教育職員免許法施行規則一部改正(21.4.1施行)
  - 5 免許法第五条の二第三項に規定する教育職員検定のうち、特別支援学校教諭の普通免許状に新教育領域を追加して定める場合の学力及び実務の検定は、次に定めるところによって行わなければならない。
    - 一 学力の検定は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、第一項の表第二欄に掲げる 科目についてそれぞれ次のイ又は口に定める単位を修得するものとする。
      - イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあっては、 当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わ せて四単位(二種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあっては二単位)以上 (当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る一単位以上を 含む。)
      - ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目についてそれぞれ一単位(二種免許状に当該領域の追加の定めを受ける場合にあっては当該心理等に関する科目及び当該教育課程等に関する科目の内容を含む科目一単位)以上
    - 二 (略)
    - 三 (略)

いずれも、単位の修得方法については、都道府県の教育委員会規則で定めるところによる。

なお、「特別支援教育領域」とは、学校教育法第七十一条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に関するいずれかの教育の領域をい う。

#### 特別支援教育領域と教授可能特別支援学校

7777767170171701717017017017017017017017017017							
特別支援教育領域	教授可能特別支援学校						
視覚障害者	視覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校						
聴覚障害者	聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校						
知的障害者	知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校						
肢体不自由者	肢体不自由者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校						
病弱者	病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校						
(身体虚弱者を含む)							

# 国立特別支援教育総合研究所 免許法認定講習 開設科目•単位数一覧

コース	免評	产法施行	規則に定める科目区分等	開設科目名	中心となる領域 	単位数	免許状の種類
発達障害・情緒障害教育専修プログラム	第 1 欄	特別支する科	援教育の基礎理論に関 目	特別支援教育原理Ⅱ	=======================================	1	特別支援学校教諭 一種免許状工種免許状
	第	に関する科目特別支援教育領域	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に 関する科目		=======================================		
	第 2 欄	教育領域	心身に障害のある幼児、児童又 は生徒の教育課程及び指導法に 関する科目		=======================================		
	第	支援教育領域以外の領域に関する科目免許状に定められることとなる特別	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に 関する科目		重複・LD等領域	- 2	特別支援学校教諭 一種免許状 二種免許状 (視覚障害者)
		の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又 は生徒の教育課程及び指導法に 関する科目	「重複障害・LD等教」 育総論 II	視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者		(聴覚障害者) (知的障害者) (肢体不自由者) (病弱者)
言語障害教育専修プログラム	第 1 欄	特別支する科	援教育の基礎理論に関 目	│ │特別支援教育原理 II │		1	特別支援学校教諭 一種免許状工種免許状
	第	に関する科目特別支援教育領域	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に 関する科目				
	第 2 欄		心身に障害のある幼児、児童又 は生徒の教育課程及び指導法に 関する科目				
	第 3 欄	支援教育領域以外の領域に関する科目免許状に定められることとなる特別	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に 関する科目	手指阵字	重複・LD等領域	2	特別支援学校教諭 大選学校教諭 大學、在一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
		の領域に関する科目のこととなる特別	心身に障害のある幼児、児童又 は生徒の教育課程及び指導法に 関する科目	· 重複障害・LD等教育総論 Ⅱ	視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者		